年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和2年7月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2000034 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2000028 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を4万5,000円に訂正することが必要である。

平成 15 年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 平成15年7月

請求期間について、育児休業をしていた期間ではあるがA社より賞与の支給がされていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された賞与明細支給表並びに同社の回答によれば、請求者は、請求期間に同社から賞与(4万5,000円)が支給されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、事業主は、平成15年*月*日から同年*月*日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できるところ、当該規定には徴収免除の申出をしたときは、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細支給表から確認できる賞与額から、4万5,000円とすることが必要である。

なお、請求期間に係る賞与の支払年月日については、A社の陳述及び当該賞与に係る複数の同僚の銀行振込記録により、平成15年7月4日とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2000021 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2000029 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得 年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和55年3月2日から同年12月10日まで

② 昭和63年5月1日から平成3年12月23日まで

請求期間①は、A社でアルバイトとして勤務し、接客の仕事をしていた。

また、請求期間②は、B社C店でアルバイトとして勤務し、D業務及びE業務の仕事をしていた。

請求期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、請求者の氏名及び出身地を記憶しており、請求期間当時、請求者が同社に入社し、接客の仕事をしていた旨陳述していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、社会保険事務を委託する社会保険労務士が保管している同社の厚生年金保険被保険者台帳において、昭和 55 年に資格取得した者の中に請求者の氏名はないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者資格に係る届出については行っていない旨陳述している。

また、請求者は、A社における勤務日数及び勤務時間については覚えていないが、雇用形態はアルバイトであったとしているところ、請求期間①当時に同社において給与計算及び社会保険事務を担当していたとする者を含む複数の同僚が、当時、同社において厚生年金保険の被保険者とならない短時間勤務のアルバイトの従業員がいた旨回答及び陳述している。

さらに、A社の事業主は、請求期間①当時の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、請求者も給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

請求期間②について、請求者は当該期間にB社C店(現在は、B社F店)でアルバイトとして勤務したとしているところ、i)同社本社及び同社F店の担当者は、請求期間②当時の資料を保管していないため、請求者の当該期間における勤務については不明である旨陳述していること、ii)請求者の雇用保険の加入記録において、同社に係る被保険者記録は確認できないこと、iii)請求期間②当時に同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に対し照会し、複数の回答及び陳述を得たが、請求者が同社C店で勤務していたことを記憶している者はいないことから、請求者の請求期間②に係る勤務について確認できない。

また、B本社及び請求期間②当時に同社C店の社会保険事務を行っていた同社 G事務所は、当時の資料を保管していないため、請求者の厚生年金保険被保険者 資格に係る届出及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明であ る旨陳述している。

さらに、請求者は、B社における勤務日数及び勤務時間については覚えていないが、雇用形態はアルバイトであったとしているところ、上述の照会に対し回答又は陳述を得た者のうち、同社においてアルバイトとしての勤務期間があったとする複数の者について、当該アルバイトとしての勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、請求者は給与明細書等の資料を所持しておらず、請求期間②に係る厚 生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の 控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。